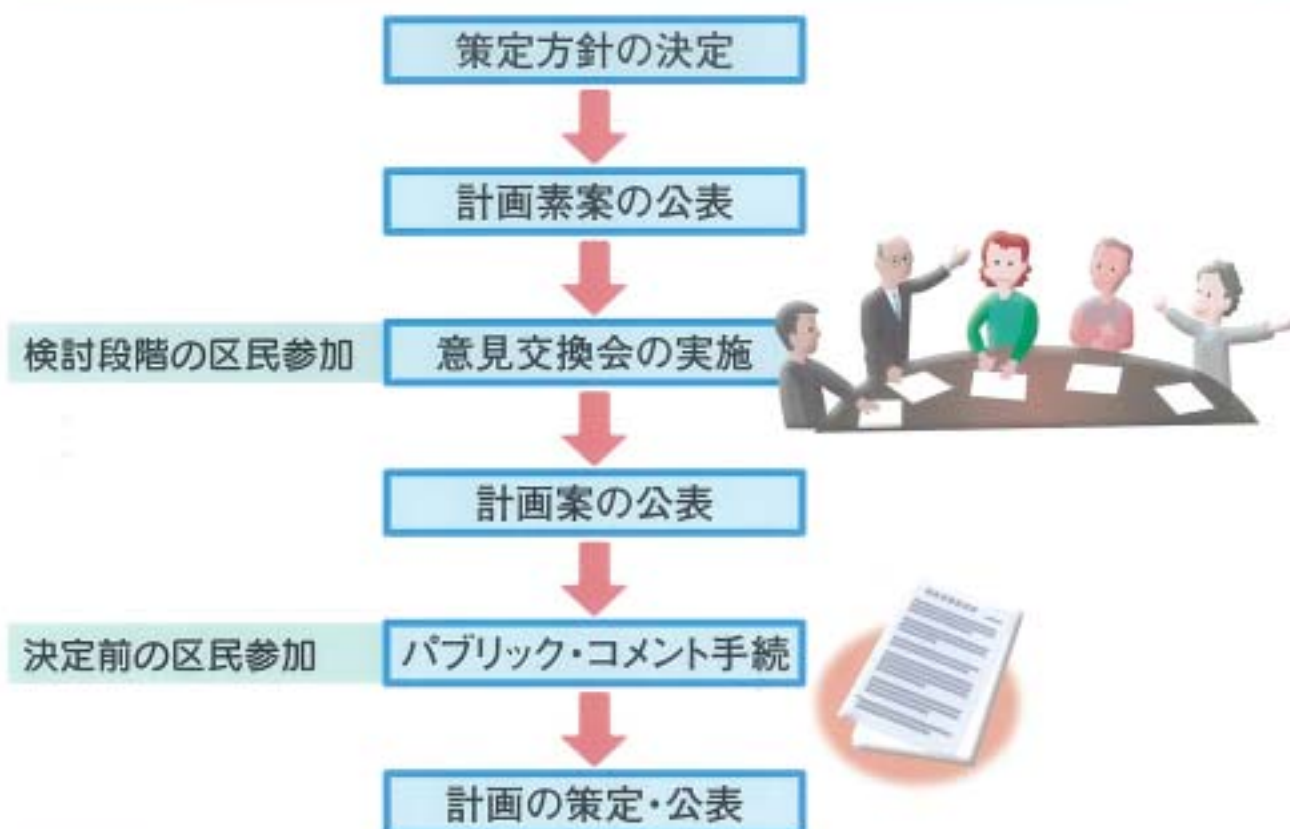


計画ができるまでの参加の手続の例



●意見交換会は

区民を対象に実施する対話形式の集会。区が計画の素案などを説明し、参加者との質疑応答、意見交換を行います。

●パブリック・コメント手続は

計画や条例案などの決定にあたり、案の趣旨や内容などを区が公表し、これらについて出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、区民の意見等に対する区の方針を公表する手続をいいます。

次に掲げる事項の決定にあたっては、原則として、意見交換会とパブリック・コメント手続を実施します。

- 基本構想・宣言・基本計画・個別計画の策定・改廃
- 区政運営に関する基本方針を定める条例、広く区民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定・改廃の案
- 広く公共の用に供される大規模施設の建設に関する基本的な計画の策定・変更

中野区自治基本条例の全文はホームページでご覧になれます。

ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

発行 ■ 中野区区長室政策担当

電話 03(3228)5571 FAX 03(3228)5643

E-mail: seisakukeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp